

フィンランド教育を支える社会・保健サービス

Social and Health Services that Support Finnish Education

成清 美治*

Yoshiharu NARIKIYO

<要旨>

Finland is a small country in North Europe, but it is the number one country in the World Happiness Report 2020 by the United Nations. As a “welfare state”, Finland society aims to enhance employment, social security, and social health and welfare services, in addition, the system has achieved a globally acclaimed level of education. This study considers how health and welfare services support Finland’s education in order to exist as an “educational nation”. First, it traces the historical development process of Finnish education and clarifies its philosophy. Secondly, it is analyzed how social health and welfare services form the basis of educational services. Third, as an example of efforts in the field of education, this study also reports on educational practices through an inspection of elementary school in Espoo City. Finally, I would like to raise the contemporary issues surrounding Finnish education.

Key Words : welfare state, educational nation, Finnish education

はじめに

フィンランドは、福祉国家（或いは福祉社会）であると同時に教育先進国である。教育先進国として世界中に名を轟かせたのは、OECD（経済協力開発機構）が2000年に実施したPISA（国際学習到達度調査）の好成績であった。それ以降も3年にごとに同調査（2003年、2006年、2009年、2012年）が実施されたがいずれの年度も読解テラシー、数学的テラシー、科学的テラシー共に上位にランクされている。この結果を受けてその原因を求めて日本からも研究者、調査団等がフィンランドを訪問している。その要因は諸説あるがあげるとするならば①教育と福祉サービスの連携（学習支援等）②教員の質的確保（全ての学校の教員は修士課程を修了）③少ない学校格差④学校と家庭の信頼関係⑤少人数クラス（20～30人）⑤平等教育等が考えられる。この拙論では、フィンランドの教育制度の特徴を明らかにすると同時に教育の現状を小学校視察（1）を通じて、その実情を把握することである。そして、キーワードである同国の教育を支えている社会・保健サービスを検証する。最後に現在、フィンランドが抱えている

教育に関する課題について提言する。

第1章 教育制度制度の概要

1. フィンランド教育史

フィンランドの教育の歴史は長期にわたる外国の統治のもとで発展してきた。その苦難の歴史を区分すると、①スウェーデン統治時代（1155年～1809）②ロシア統治時代（1809～1917）③独立国家として成立した1917年以降となる。この間国家として最重要課題が教育問題であった。同国の当初の学校教育は1620年のスウェーデンの学校教育法の施行にともないフィンランドにおいても初等学校・中等学校・高等学校・大学の学校制度が導入された。また、これらの学校とは異なる庶民向けの教育として1686年にスウェーデンで施行された教会法（教育の義務の規定）に基づき読み書き、計算中心の教育が行われることになった。こうしてスウェーデン統治時代は同国に準じた教育が行われた。つづいて、ロシア統治時代に入り1858年にフィンランド語による中等教育が開始されと同時に民衆学校が設立された。また、1866年には国民学校令が施行され、これまでの民衆学校が6年制の公立初等教育機関となった。そして、

* 本学客員教授

1889年には男女共学制の国民高等学校が、1899年にはタンペレに労働者学院が設立された。こうしてロシアの支配のもとで紆余曲折しながらフィンランドの教育体制が不十分ながらも形成されていった。

独立（1917）以降の教育は、1991年に義務教育法が制定され6年間の民衆学校が義務化された。そして、1955年には民衆学校法の改正により、民衆学校卒業後は一般的に中学校に進学するが、進学しない者は「市民学校」に2年間進学し、一市民として暮らしていくための職業人としての教育を受けることになった。こうして教育制度が整備されるが、フィンランドにおいて大事件は、ソ連邦崩壊（1991）による大恐慌であった。これによりフィンランドは経済的に大打撃を被ることになる。これまで旧ロシアとの関係は政治的、経済的に規制を受け国民にとって苦難の連続（第2次世界大戦におけるドイツとの共同戦線のためソ連との戦争後の敗戦）により経済的にソ連経済圏に組み入れられソ連との関係なしにはフィンランド経済を考えることができなかった。この国家の危機を迎えて当時の教育大臣であったオリペッカ・ヘイノネン（Olli-Pekka Heinonen）は教育大臣（在任期間：1994年～1999年）在任中、経済危機を乗り越えるためには教育に対する投資の重要性が必要であると説き教育改革を断行した。この教育改革（1994年～）の内容は①教師の質の担保（教師はすべて大学院修士課程修了）②教師への大幅な権限移譲（教材・カリキュラム編成・授業内容等の権限の拡大）③授業（一方的講義方式）から対話形式への移行等である。こうした教育への投資の結果として新しい企業を生み出し、雇用を創出ことになった（例えば、世界的情報機器企業であるノキア）。今日の「教育大国」としての礎はこの期に構築されたのである。（2）また、フィンランドでは教員は「国民の蠟燭」（国民の道先き案内人）に例えられ国民にとって安心感と信頼を得ている。すなわち、教員の社会的評価の高さを表している。その質的信頼と担保を図るきっかけとなったのが教員養成の改革である。この教員養成の改革による教員の質の担保が後の2000年以降のPISAの高評価の一端となったといわれている。その後、1998年に「基礎教育法」の制定、そして、現代版教育課程基準である2014年の新学習指導の要領の告示と2016年からの実施により、自治体による学校独自の指導要領が作成された。このポイントは①思考と学び②文化についてのコンピテンシー（豊富な知識）③自己認識と自己尊重の

技術④ICT（情報通信技術）⑤キャリア教育等である。

2. 教育の平等

「フィンランド憲法」第6条において平等に関して次のように制定している。

- ①人間は、法律の前において平等とする。
- ②何人も、合理的な理由なく、性別、年齢、出身、言語、信仰、信条、意見、健康状態、障害又はその他の個人的事情に基づいて異なる取り扱いをされてはならない。
- ③子供は、個人として同等に扱われなければならない。また、その成長に応じて、本人に関することに影響を及ぼすことができなければならない。
- ④両性の平等は、法律で詳細を定めるところにより、社会的活動及び労働生活、特に賃金及びその他の労働条件に関する決定において、促進される。また、フィンランド「国家教育委員会」では、平等について「フィンランドの教育政策において中心基盤となるのは年齢、居住地、経済状況、性別、母国語などに関わらず、全ての国民に教育を受ける平等な機会を提供すること。そのために就学前教育、基礎教育、後期中等教育は無料の原則をとる。学費、福祉サービス、給食はこれらの教育期間において無料提供され、必要な教材や教科書も、就学前から基礎教育まで無料である。

また、基礎教育期間の通学に関しても教育提供者（自治体）が受け持つ」としている。

このような「教育の平等」は「教育費の無償」と共にフィンランド教育の基本原則となっている。

それでは何故フィンランドに平等思想が定着したか紐解いていこう。フィンランドの地形はスカンジナビア半島の東部に位置し、国土の4分の1は北極圏に属しており、気候は南部はメキシコ湾流の影響で温和であるが、北部は冷帯湿潤気候で1年の半分以上は雪に覆われる。また、耕地は6%に過ぎない。

そのため北部は厳しい自然のため農業に適さず、農業は南部地域に限定される。また、国土の70%は森林に覆われているため主たる産業は製材、パルプ、製紙、家具製造が伝統的産業であるが、歴史的に国家の成り立ちに厳しい自然のもとでの「農業国家」であった。そのため労働力として男性のみならず女性も加わることにより、自ずと男女がともに農作業に従事するという状態が自然発生的に生まれることとなった。対ソ戦争①（1933年～1940年）②（1941年～1945年）には女性も戦闘員として戦争に参加し

ソ連と戦ったのであるが、敗戦のため第2次世界大戦後はソ連にたいする莫大な賠償金の支払いのため女性も男性と共に職場で労働者として働き賠償金返済の一翼を担った。また、戦後フィンランドが農業国家から工業国家への転換を図るための重要な労働力としての位置を占めたのである。この結果、女性の就労を支援するため高齢者（高齢者施設）或いは子育て支援・児童福祉サービス等を母親に代わって国家が担うことになり、女性の就労支援を行うことにより、福祉国家としての基盤を構築したのである。

こうした伝統的に女性が労働に参加することによって男女の平等意識が普遍化・常態化することにより、早くも独立前の1906年にニュージーランドに次いで世界で2番となる女性参政権（選挙権・被選挙権）を獲得し、同時に女性が国会議員の被選挙権を得たことが、女性の政治への参加の扉を開ききっかけとなった。

すなわち、世界でも有名な男女平等社会を構築した根拠は、長期にわたるスウェーデン、ロシアの統治下で自然環境の厳しさと貧しい農業国家或いは第2次世界大戦の敗戦、対ロシアに対する戦後の賠償金問題という歴史のもとで男女共同参画による「平等」の思想が戦争・労働を通じて培われてきた。

こうした厳しい歴史の洗礼を受けて、現在の女性の地位が担保されているのである。今日、フィンランドは他の北欧諸国と同様「福祉国家」或いは「教育大国」として、世界にその名を轟かせているが、その社会体制の基盤は男女平等社会であると同時に基本的人権擁護の社会である。

2000年にはフィンランド史上初の女性大統領としてタルヤ・ハロネン（Tarja Kaarina Halonen）が選出された。

そして、2019年12月10日にフィンランド国民が34歳の女性首相サンナ・ミレラ・マリ（Sanna-Mirella Marin）を選出したのは偶然ではなく歴史的に醸成された男女の機会平等を基本的価値観とした社会構造からして当然の帰結であるといえるであろう。

3、教育の目的並びに教育を行う根拠

フィンランドの教育の目的についてフィンランド「基礎教育法」（1998）第2条において次のように定めている。

①本法でいう教育の目的は、学習者の人としての成長を支援し、社会の一員として倫理的な責任能力の醸成を支援し、また彼らの生涯にわたる十分な知識

と技能を、与えるものとする。加えて就学前教育の目的は、早期教育が子どもにとって学習条件を良くするための一助となるものである。

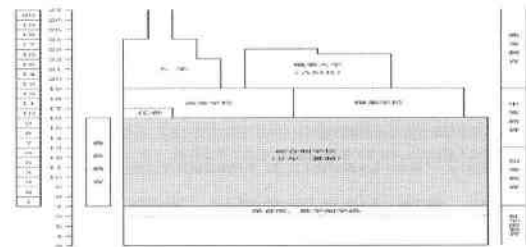
②教育は、社会の中で文化と平等を推進し、学習者の必要要件を整えて学び参加できるよう準備し、その他人生のいかなる時も自分自身を昂進できるようにすべきものである。

③教育の目的は、加えて国全体で学習環境における充分な同一性を確保することである。

すなわち、「全ての子どもに平等な教育の機会提供」を目的としているのである。また、教育を行う根拠として同法第3条に①教育は、本法で規定したように国家的に統一して行われるものである。②教育は、学習者の年齢と条件に合わせて学習者の健康、成長と発達を促進させるよう実施するものである。③教育は、家庭とともに共同して行われるものである、と定めている。

第2章 教育制度の概要

1、教育制度



（出典：JILPT資料シリーズ「北欧の公共職業訓練制度と実態」No.176 2026年5月p109）
 ※一般的に高校入試はなく、9年生の秋学期までの全教科平均点によって、高校進学か或いは専門学校かが決まる。尚、専門学校の生徒には、国家技能試験（基礎職業資格）が、また、普通高校の生徒には、大学入学資格試験がある。
 ※就学前教育⇔6歳児（2015年より義務化）、基礎教育（総合制基礎学校）⇔10年生あり
 ※基礎教育はスウェーデン（就学前教育）、高等教育と職業教育は旧西ドイツをモデルとする
 ※高校3年次に高校卒業試験（=大学入学資格試験）⇔高等学校の全課程修了者
 ↳非常に厳しい（大学進学は普通高校卒業者のみ）

図表-1 フィンランド教育制度（総合学校制）
 （出典：JILP資料シリーズ「北欧の公共職業訓練制度と実態」No.176 2026年5月p109）

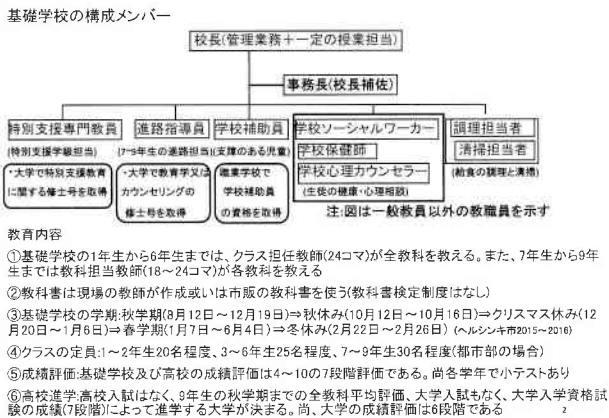
図表-1はフィンランドの教育制度を示したものである。同国では7歳になると9年制の基礎学校（日本の小学校・中学校に該当）に入学するが、基礎学校入学前に6歳の児童向けの就学前教育が学校やデイケアセンター（保育所）で行われている。

尚、基礎学校の設置は小・中一貫した施設と小学校と中学校との施設が分離したものがある。この基礎学校の上に任意であるが第10学年がある。これは任意で1年間学習するシステムで主として学習の遅れた子どもに対する補習プログラムである。

基礎学校を卒業した者は後期中等教育として高等学校（普通高校）或いは職業学校に進学する（入試

はなし)。両者は相互乗り入を認めている。普通高校を無事卒業し、大学（総合大学）に進学する者は成績（「大学入学資格試験」）に基づいて大学に進学する。尚、職業学校においても制度的に大学入学資格試験を受けることが可能となっている。

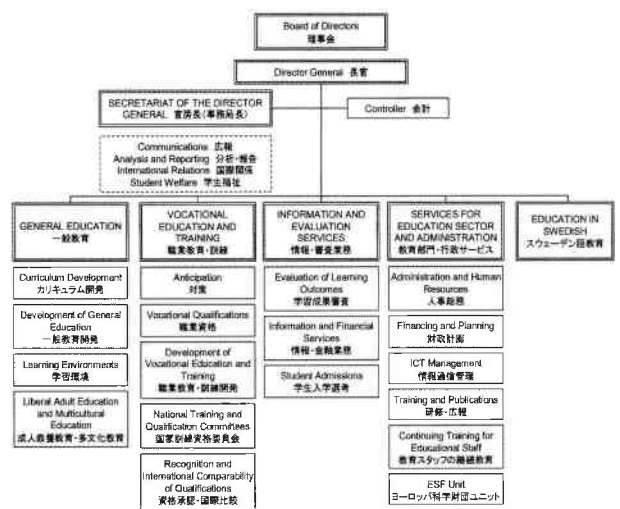
高等教育である大学は学士課程3年修士課程2年を修了することによって、一般的に「大学卒業」と認められる。また、普通高校を卒業した者のうち、約50%が職業大学（応用科学大学）へ進学を希望する。尚、職業大学は4年生（学士）であるので修士号・博士号の取得を希望する者は大学へ再度入学することになっている。（図表-2は基礎学校の構成メンバー）



図表-2 基礎学校の職員構成・内容 (出典:北川達夫・中川一史・中橋 雄著『フィンランドの教育』フォーラム・A、pp99~100を参照して作成)

3、教育行政

フィンランドの教育の行政組織は①国家の行政機関で教育・科学・文化スポーツ・青年問題を担当す



図表-3 国家教育委員会組織図 (出典:文部科学省「海外調査報告書」2011)

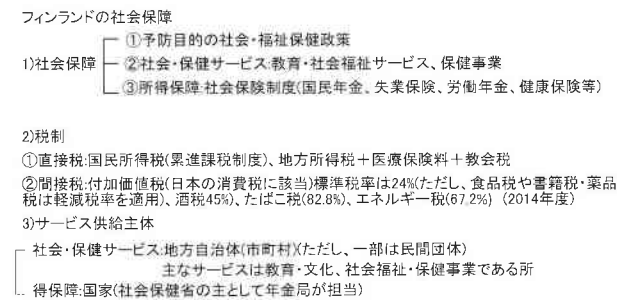
る教育省（教育文化省）は総じて教育に関わる法律・政策の作成、提案をする②義務教育、職業教育、普通教育、成人教育等を担当する国家教育委員会（教育庁）③学校教育・職業教育・成人教育等の評価と開発を担当する教育評価会議、そして、④義務教育を提供する義務機関である地方自治体⑤学校等となっている。

図表-3は国家教育委員会の組織図であるが、国家委員会は毎年事業計画を教育省の承認を得て実施している。組織としては理事会のもとに①一般教育②職業教育・訓練③情報・審査業務④教育部門・行政サービス⑤スウェーデン語教育に分かれている。総じて国家教育委員会の役割は教育内容の水準維持のための業務を行う。

第3章フィンランドの社会保障制度

1、社会保障制度

フィンランドは他のスカンジナビア諸国（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、アイスランド）同様、社会保障、社会福祉は公的責任で税を基本財政としている（スカンジナビアモデル）。フィンランドの社会保障制度は図表-4の通り①予防目的な社会・福祉保健政策②社会・保健サービス③所得保障の3本柱によって成り立っている。そして、サービス供給主体は①社会・保健サービスは地方自治体②所得保障は国家（社会保健省）となっている。

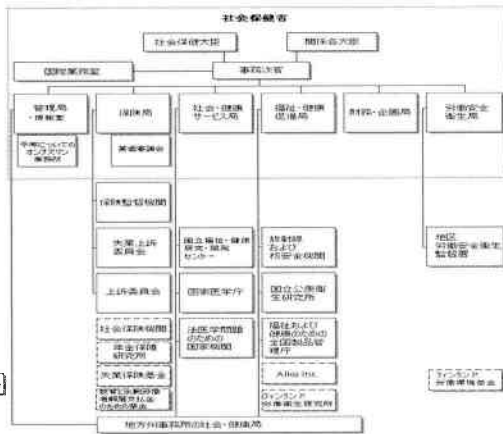


図表-4 フィンランドの社会保障制度

図表-5は社会・保健サービスを担う社会保健省の組織図である。「社会福祉法」(1982)第3条では目的を「社会福祉の一般的計画、指導及び監督は社会保健省に属する。県の地域内では、社会福祉の計画、指導および監督は県庁に属する。」と定めている。

社会保健省の機能は①予防的な社会及び医療政策を通じた社会及び医療サービス改善と国民の福祉確保を担当する②同省は、各行政機関に労働安全衛生に関する実務的支持を与えるだけでなく、労働安全衛生に関する立法と施行も担い、さらにこの分野の

研究と国際協力を調整する③労働安全衛生に関する立法と改正、研究の調整と研究情報の活用を担当する。また、同局は労働安全衛生監督署を指導し、その実務環境を改善し、監督方式を策定する。労働衛生管理の立法は、福祉健康推進局の権限となっている。(図表-5参照) (3) 尚、同省の外郭団体(国)としてフィンランド・スロットマシン協会がある。この協会はかつて、フィンランドでは慈善事業の普及活動の一環として、全国のバー、カフェ等にスロットマシンを設置し、その収益が当時の慈善事業団体に寄付された。この組織は1938年にひとつの団体になったが、以前は8団体に分かれていた。このように団体を1束ねて発足したのがスロットマシン協会(RAY)である。この協会の収益金がこれまで福祉関係の団体に寄付されフィンランドの各福祉団体の支援に貢献してきた。



図表-5 社会保健省と関連機関の組織図
(出典:国際衛生センター「国別情報」フィンランドの労働安全衛生機関(社会保健省)
(<https://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/finland/ministry/ministry.html>)

- ①基本的人権の一つである社会権の存在
フィンランドの社会権は、国連憲章「世界人権宣言」(1945)の第22条[社会保障の権利]に基づいている。すなわち「すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する」
 - ②フィンランドを含む北欧諸国の置かれている地理的・歴史的立場から
北欧諸国は北半球の極寒に位置し、一部の地域以外農産物の収穫が困難である。そのため彼らは7世紀後半から海賊・交易・植民を繰り返した。こうしたバイキング(運命共同体)としての生活から社会連帯意識が醸成されたのであり、その歴史的経緯が今日の福祉国家構築(普通のサービス)に繋がったのである。
 - ③地理的に気候が厳しく、農作物の生産活動は困難を極めた。
このことが、農民自身を困窮させたと同時に封建領主の経済的・政治的基盤を脆弱なものとし、盤石な基盤を有する絶対王政を確立することが困難であった。特にフィンランドは13世紀以降もスウェーデン、ソ連の支配下に長年置かれていたことが、社会連帯・共同体を基盤とする福祉国家の建設に違和感はなかったのである。
 - ④第1次世界大戦後世界を襲った大恐慌は、北欧諸国(特にスウェーデン)に多大なる影響を与えその結果多くの国民が生活の安定を求めてアメリカに移住した。こうした社会背景が社会民主党政権の下で福祉国家としての道を歩むことになったのである。
- 福祉国家建設が他の北欧諸国より遅れた理由
- ①他の北欧諸国と比較して、「農業立国」から「産業立国」への転換が遅れたため
 - ②第2次世界大戦後のソ連(現ロシア)に対する賠償問題の存在

図表-6 福祉国家を目指した理由

それでは何故フィンランドは福祉国家を目指したのであろうか。その理由の要点は図表-6の通りとなる。

3、地方自治体の役割

フィンランドの地方行政組織は他の北欧諸国と異なっており、国と基礎自治体(市・町)より成り立っている。地方自治体の自治権、課税権は憲法第121条「クンタ(kunta:市町村)及びその他の地域の自治において定められている。自治体の社会福祉に関する任務は

- ① 自治体住民に対する社会福祉サービスの実施
- ② 自治体内に居住する者に対する公的扶助の供与
- ③ 住民に対する社会手当の供与
- ④ 社会福祉及びその他の社会保障の権益と利用に関する指導と助言の実施
- ⑤ 社会福祉およびその他の社会保障に関する広報事業の実施
- ⑥ 社会福祉およびその他の社会保障に関する教育、研究、試みおよび開発事業の実施

(「社会福祉法」第13条)

また、自治体の社会福祉サービスの実施については以下のように定めている。

- ① ソーシャルワーク
- ② 教育・家庭相談
- ③ 在宅サービス
- ④ 居住サービス
- ⑤ 施設福祉
- ⑥ 家庭ケア、ならびに
- ⑦ 家族介護手当

(「社会福祉法」第17条)

4、地方自治体の教育義務

「基礎教育法」第4条、第55条には基礎教育ならびに就学前教育における地方自治体の義務を定めている。以下に第4条、第5条を記す。

第4条 [基礎教育ならびに就学前教育における義務] は次のとおりである。

- ①地方自治体は、その地方に居住する学習義務年齢者ならびに学習義務の始まる前年の就学前教育学習者に基礎教育を実施する義務がある。
- ②前第1項でいう地方自治体の共同事業のために自治体財団を設けることができる。自治体財団については教育の施行者を指定したものを有効とする。
- ③病院が所在する地方自治体は、病院に患者として入院する学習者に対し、できる限り健康その他充分な注意を払い、教育を行うものとする。

④フィンランド語、スウェーデン語話者のいる地方自治体では、基礎教育ならびに就学前教育を両言語話者のためにそれぞれ分けて実施する義務があるものとする。

第5条 [その他の教育ならびにその他学習義務者に対して行う基礎教育]

①地方自治体は、基礎教育に対して準備した教育と継続教育を整えることができるものとする。地方自治体は、その他の学習義務者に対し基礎教育の整備を決定する。

以上のように各地方自治体に対して基礎教育並びに就学前教育の実施義務等を定めている。

第4章 社会・保健サービス

1、家庭・児童福祉

(1) 子育て支援

この章で社会福祉サービスに焦点を絞り述べる。フィンランドは伝統的に女性の社会進出がヨーロッパにおいて最も早く、母子を支えるため産休・育児休業制度を重視してきた。その具体的政策として、地方自治体の子育て支援「ネウボラ」(neuvola)の制度あげることができる。

男女共同参画の先進国であるフィンランドにおける子育て支援である「ネウボラ」は独特の子育て支援で妊娠期から～就学前(6歳児)の子どもが健やかに成長するための家族に対する継続的サポートである。

支援策として育児の見守りの他、出産時に社会保健庁(社会保健事務所)から「育児パッケージ」(育児用品)或いは現金が支給される。同時に子育て支援として「母親の休業制度」(約1年間の出産休業)、「親休業」(母親か父親、休業手当有り)、「父親休業」(休業手当有り)、そして「児童手当」がある。また、共働き支援策とし1973年に「保育園法」(3歳未満児より入所)が成立し、地方自治体が全ての子どもに対する保育施設を用意することが義務化(1996年から法改正により、母親の就労に関係なく入所可能となった)された。これにより、待機児童問題が解消され女性の就労が容易になった。フィンランドでは日本のように年齢別保育をすることはなく、全ての子どもは年齢に関わらず異年齢の子どもが同じ部屋の中で過ごす形態をとっている。すなわち、異年齢交流保育を基本としている。尚、フィンランドでは2015年より6歳児は保育所等において小学校入学前の就学前教育が義務化になっている。この就学前教育のクラス人数は最大13名までとなっ

ており遊びを通じて就学に備える基礎教育を行う。こうした一連の子育て支援サービスは基礎教育の礎となっている。このような保育サービスの充実の背景には超党派の女性議員の協力によって「保育法」(1996)の制定があることを看過することはできない。この法律の制定により6歳児に対する地方自治体の責務が明記された。尚、子育てに関する手当として①妊娠補助金補助金②母親手当③特別母親手当④父親手当⑤両親手当⑥児童手当⑦保育手当(在宅保育児手当、私立保育園手当、時短勤務保育児手当、部分育児手当)等がある。

(2) 児童手当

フィンランドの児童手当(lapsilisa)は原則17歳以下の子どもに対して支給される。児童手当は保護者の収入にかかわらず1世帯の子どもの数に対して支払われる。具体的には1人目の子ども:95.75ユーロ(日本円で約12,500円)、2人目の子ども:105.80ユーロ(日本円で約14,000円)、3人目の子ども:135.01ユーロ(日本円で約18,000円)、4人目の子ども:154.64ユーロ(日本円で約20,000円)、5人目の子ども174.27ユーロ(日本円で約22,000円)、6人目以降は5人目と同じ金額になる。尚、シングルマザーやシングルファザーの場合、上記の金額に48.55ユーロ(約6,300円)が加算される(フィンランド社会福利局Kela, 2017)。この児童手当によって、経済的に苦しいシングルマザーやシングルファザーの家庭環境であっても児童手当が支給されることにより養育される権利が保障されると同時に小学校(就学前教育を含む)から大学まで教育費が無料のためこうした経済的に厳しい環境で育った子どもであっても「学ぶ権利」が保障されている。すなわち、同国の児童手当制度はフィンランドの基本原則のひとつである「教育の平等」を保障している。

2、障がい者福祉

フィンランドにおいて障がい者福祉に関する法律として「知的障害者法」(1977)、

「障害者サービス法」(1987)、精神障害者に対するサービスを定めた「精神衛生法」(1990)、「社会福祉の顧客の地位と権利についての法律」(2000)等がある。これらの法律の制定によりこれまでの施設サービスから在宅サービスに障がい者福祉の施策が実施された。このうち当時最も先進的と捉えられていた「障害者サービス法」の内容は①障害者の定義をそれまでの診断的なものから、生活関連において捉えたこと②自治体に重度障害者に対するサービス

を義務付けたこと③リハビリテーションに適応訓練（社会的リハビリテーション）を組み入れたことである。（4）また、2009年には「知的障害者サービス法」の改正により、知的障害者に関しては「障害者サービス法」が優先することとなる。ただし、最終段階のサービスの提供として「知的障害者法」が適用される。

「知的障害者法」に基づくサービス（地方自治体が実施）は以下のとおりである。

- ① 知的障がいのある人に対する特別ケアプランの実施を可能にするための医学的、心理的、社会的課題の研究とその成果の応用
- ② 保健ケア
- ③ 必要とされる指導、リハビリテーション、行動訓練
- ④ 作業・就労と住居の手配、およびその他の社会的な適応を促進させるような事業
- ⑤ 個人的な援助アドバイスと福祉機器の手配
- ⑥ 個人的なケアとその他のケア
- ⑦ 当人の結婚相手、両親、その他の家族、保護者、または当人にとって大切な人に対する指導とアドバイス
- ⑧ 特別ケアのサービスについての広報
- ⑨ 発達障がいの予防
- ⑩ その他の特別ケアの実施に必要であると考えられる事業（5）

尚、障害者に対する経済的支援として成人した障がい者に対して、障害者手当（年金）が支給される。この手当の目的は障害者の就労支援並びに学生生活の支援をすることにある。また、障がい児の場合、児童手当の他子育てに関する手当、保育手当の対象となる。そして、障がいのある児童或いは疾病を抱える児童を養育する両親に対して、児童介護給付金と特別手当が給付される。こうした諸制度が障がい児の就学を可能にしている。

3、高齢者福祉

フィンランドの高齢者福祉の基本理念は児童、障がい者、公的扶助の対象者同様フィンランド憲法第6条に定める「平等」主義に基づいている。また、第19条の「社会保障の権利」について次のように定めている。

- ① 人間の尊厳のある生活に必要な保障を得ることができない全ての者は、不可欠の生活手段及び保護に対する権利を有する。
- ② 失業、疾病、労働能力の喪失及び老齢並びに子

の出産及び扶養者の喪失による基本的な生活手段の保障に対する権利は、何人に対しても法律で保障される（下線は筆者が挿入）。

④ 公権力は、法律で詳細を定めるところにより、何人に対しても十分な社会・保健サービスを保障し、及び住民の健康を増進しなければならない。さらに、公権力は、子供の保護に当たる家族及びその他の者が子供の福祉及び個人の成長を確保できるように支援しなければならない。

⑤ 全ての人の住居に対する権利を促進し、及び居住の主体的な確保を支援することは、公権力の責務とする。

このようにフィンランドの高齢者福祉は平等の概念のもと次のようなサービスを自治体が提供している。以下に記すると、

- ①在宅サービス②施設福祉③居住サービス（サービスハウス、グループホーム、シニアハウジング等）
- ④ソーシャルワーク⑤家庭ケア⑥家族介護手当等である。

ところで、フィンランドは北欧で最も高齢化率が高く2030年には65歳以上の人口が全人口の25%に達する。

つまり、年々出生率が低下し、高齢者が増加する少子高齢化社会にある。そのため、高齢者部門のサービスの財政的削減を図る必要があり、他の福祉サービス同様、施設サービスから在宅サービスにシフトしている。その一環として2005年に「家族ケア支援に関する法律」が制定され家族ケア制度を導入し、できるだけ要介護者に対して公的ケアサービスを利用するのではなく、家族介護の推進を行っていかうとしている（自治体が家族介護に対して手当を支払うシステムであり、児童、障がい者も含む）。また、2013年より「高齢者人口の活動能力の支援と年配者の社会・保健医療サービスに関わる法」（通称「高齢者サービス法」）が施行された。この法律の目的は、高齢者人口のウェルネス（心身の快適状態）と健康、サービスの質と充足、高齢者サービスの再評価、各自治体のサービスの質治療の確保等となっているが、今後、高齢者福祉政策において経済的効率性から益々在宅福祉サービスの推進策が計画されている。現在、フィンランドでは、高齢者並びに障害者（児）ケアの専門職としてラヒホイタヤ（社会・保健医療分野の共通資格）が養成されている。このラヒホイタヤの養成が開始されたのは「親族介護支援法」（2005）の制定に伴うが、その背景として①

フィンランドの高齢者福祉施策が施設ケアから在宅ケアへの政策転換に伴い、社会サービス分野と保健医療サービス分野における統合化が求められたこと②労働力流動化政策のもとで、労働市場を移行することができること③同じ介護者が同じ高齢者、障がい者（児）をケアできること等を指摘することができる。すなわち、同資格は幼児・児童ケアから高齢者・障がい者ケア或いは精神障がい者ケアまで対応できる（児童ケアにより障がい児童の就学が可能となる）。入学資格は原則基礎教育課程（義務教育）を卒業した者或いは高等学校を卒業した者となっている。養成期間は3年、取得単位総数は180単位（約4,800時間）である。フィンランドは他の北欧諸国と同様資格社会であるため、基礎学校を卒業した者は大学入学への進路を取る者と職業学校に進路を取る者に分かれる。ラヒホイタヤは職業資格のうち「基礎職業資格」に該当する。同資格取得者の多くは移民が占めている。例えばエスポー市にあるOMNIA（職業成人教育機関）のラヒホイタヤの受講生は約1,200人（全受講生約4,000人）で、年齢は16歳～64歳で、女性の移民（移民が取得する資格のうち取得が比較的容易であるため）が多数を占めている。OMNIAは国立の学校で設備、環境、立地、広さともに日本の各専門学校と比較すると規模・設備ともに格段の差を感じた（2017年9月24日～29日視察）。フィンランドでは他の北欧諸国同様生涯教育文化の醸成、成人の高い参加率、積極的労働市場への参加もあって、専門職業教育が高度に発展した国のひとつに数えられている。

ただ、福祉・保健医療サービス部門の専門職であるラヒホイタヤにも多々問題がある。それは①養成課程における退学者の問題（資格取得希望者の多くが移民の女性となっているが、必修であるフィンランド語の習得が困難な学生がいること）②同資格はケア領域におけるオールマイティであるが、技術力に問題があること③若年層の入学者が社会的評価が低いこともあって年々減少していること④職場、特に「資格社会」の典型である病院の評価が低いこと、等である。

4、学校ソーシャルワーカー

基礎学校の相談要員として学校心理士と共に学校ソーシャルワーカーが存在するが一般的に数校兼任とするのが普通である。フィンランドは福祉国家として福祉サービスの充実を自治体を中心となって推進しているが、教育場面においても多くの福祉サー

ビスを提供している。そのなかにあって学校ソーシャルワーカーは、児童と学校、児童と家庭、児童と地域との間に発生した問題等に対して、具体的サービスによる援助をするのである。近年、同国にも移民・難民が増加しており、そこから生じる人種差別問題、学力格差問題、家庭環境問題等から発生する問題に対する児童への援助がある。その援助の任に当たるのが学校ソーシャルワーカーである。この援助過程において当然、学校長、クラス担任、学校カウンセラー、特別支援教育担当教師等との協力関係において問題解決を図ることが重要となる。

学校ソーシャルワーカーは、援助を必要としている児童に対して学習支援のニーズを充たすため活用できる社会資源（人・物・学校・施設・行政機関・法律等）をサービスとして用いて援助するが、その前提として日常的に児童と学校と自治体の連携が必要となる。以上、教育を支える福祉サービスについて述べてきた。

第5章 教育サービス

1、特別支援教育

フィンランドの基礎教育並びに就学前教育は自治体の責務となっており、特別支援教育においても同様である。この特別支援教育の理念は「すべての子どもに対する基礎教育の保障」であり、「すべての子どもに対する平等教育の保障」である。

特別支援教育に関しては基礎教育法（1998）第16条 [支援教育]、第17条 [特殊教育]、第18条 [特別の教育方法] において、「特殊教育の実施」「学習者の特殊教育を受ける権利」「基礎教育に対応した特殊教育」を其々定めている。

特別支援支援は①軽度の障がいを持つ児童が対象となる普通学級②カリキュラムを別に作成して特別クラスにて学習を行う③重度の障がいを持つ児童が在籍する特別支援学校とに区分することができる。

フィンランドのこれまでの伝統的な学習支援について渡邊あや氏は次のように指摘している。

① 教員によるサポート：

放課後・始業前に実施。特定の課題克服をめざして実施

② 学校アシスタントによるサポート：

教員の指導のもと働きかけ、助言など実施

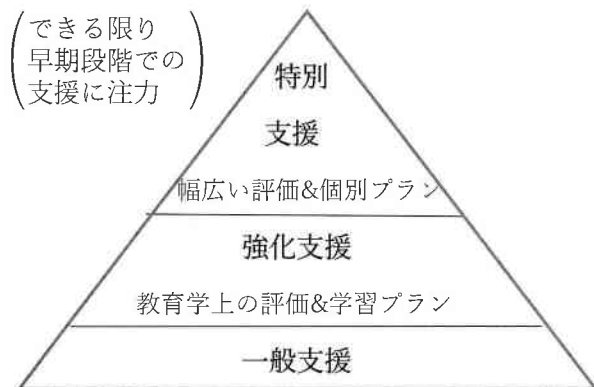
③ 特別支援教員によるサポート：

母語・算数について、初歩的な段階でつまづいている児童たちに、担任と連携しながら学習支援を実施

④ 支援グループによるサポート：

児童・生徒の成績不振や授業でのつまづきが、学校外の問題によって引き起こされたものである場合、問題の解決には、支援グループ（教員・特別支援教員・学校カウンセラー等学校の教職員及び心理カウンセラーやソーシャルワーカー等学校外の専門家から構成）が当たる。（6）

また、「特別支援教育」制度の改革として、教育省が審議会に就学前段階及び基礎教育段階における特別支援教育の開発に関する長期戦略を2006年3月14日に諮問、2007年11月日に審議会が「特別支援教育戦略」を答申、そして2011年1月1日に基礎教育法の一部改正が行われ特別教育における早期介入・早期支援と計画支援を骨子とする改革が実施されることとなった。（7）



図表-7 3段階の支援ホームページ
（出典：レイノ・タパニネン「フィンランドのインクルーシブな学校建築」報告書2016年1月20日文部科学省講堂p16）

図表-7はレイノ・タパニネン（Reino Tapaninen）氏が提唱する特別支援の改革に基づくあらたな3段階への移行図である。底辺に一般支援（補習・個別指導：普通学級）、中間段階に強化支援（教育学上の評価&学習プラン：普通学級）、最上段に特別支援（幅広い評価&特別プラン：特別支援学校・学級）となっており、特別支援教育はできるだけ早期段階での支援に焦点をあてる必要があるとレイノ・タパニネン氏は指摘している。

このようにフィンランドの特別支援教育は「障がいのある者と障がいのない者が共に教育の仕組み」（インクルーシブ教育）という概念のもと新たな段階に入った。

2、教育の無償

「基礎教育法」第31条「授業料の無償」については次のように定めている。

① 学習者に対する授業料ならびにその必

要条件である教科書、その他の学習資料や作業材料は無償である。身障者その他特に支援を必要とする学習者にはこれに加えて無償の教育を受けるための必要条件である通訳や介助者サービス、その他の享受サービス、特殊介護設備、そして第39条「特殊教育支援業務の支援」の効力により規定されたサービスを受ける権利がある。

② 授業に出席した者は、授業のある日、その目的とする食事が提供される（ビッフェ方式）の給食。

③ 海外に設置された学校や組合立または財団立の私立学校は関係者の規定した学校活動を基準に第10条第1項にいう教育言語で行う教育で、学習者から第1項、第2項の適用を受けない適当な料金を徴収することができる（注：フィンランド語、スウェーデン語、サーメ語、ロマ二語以外の言語で教育を受けた場合は無償から除く）。

このようにフィンランドにおいては小学校から大学まで教育は無償（基礎学校では授業料、給食費、教材費、医療・歯科治療費、通学費用も無償となっている）。ただし、高等学校・職業専門学校では給食は無償であるが教科書は有償となっている。（ただ2021年以降は教科書も無償化の予定）。

尚、大学も授業料無償となっている。

このことはフィンランドの教育の基本理念である「平等」を体現化しているのである。すなわち、一般的に経済的・家庭環境等の理由で学業を修めることを断念するケースが多々ある。しかし、低所得階層の児童、並びに移民、難民の児童や障がいを持った児童にとって、こうした教育の無償は学業・技術を修める機会が保障され、「未来の希望」を担保することが可能となるのである。

2、教育給付金

フィンランドでは学業を支援する学習支援制度がある。この対象となる学生は小・中学校（基礎学校）を修了した17歳以上のフィンランド市民で高校・職業学校・職業大学・大学（大学院）に在学していることが条件となる。給付の種類は①学生奨学金②住居（家賃）補助③学生ローン等がある。まず、学生奨学金の支給額であるが、親の年収によって異なる。2017年現在受給額の上限は月々250.28ユーロ（約35,000円）となっている（ただし、親の所得により制限あり）。

次に住居（家賃）補助であるが、学生が賃貸住宅に居住している場合に支給される。（ただし、2017年より、住宅補助は学生向けでなく、低所得者

向けの住宅手当に統合された)。

尚、学生ローンであるが政府保証額の上限は年現在400ユーロ(約49,000円)である。ただし、留学生は現在700ユーロ～800ユーロ(約85,000円～約97,000円)である(2017年フィンランド教育省)。

これら3種類の学生支援制度は家庭の経済的格差、生活環境格差を埋め、学生が経済的心配なしに学業に励むことが可能となる。このことは将来的に国家の優秀な人材を輩出し、優秀な納税者となることに繋がる。

3、教員養成

フィンランドの教育水準の高さは医師、弁護士等と並び高度の専門職であり社会的評価の高い教員と無償教育制度(小学校から大学院迄授業料は無料)にある。この節ではフィンランドの教員養成の特徴について触れることにする。

①基礎学校(1～6年生担当)を担当教師:原則全教科を教える「クラス担当資格を持つ教師」になるためには

大学の教育学部で教育学修士号を取得すると同時に教員養成課程を修了すること

②基礎学校(7～9年生)を担当教師:専門教科を教える「教科担任資格を持つ教師」になるためには

大学か或いは職業大学で専門領域の修士号を取得すると共に、教員養成課程で専攻教科と副専攻教科の単位を取得しなければならない

③教育実習:5年間(修士3年+修士課程2年)の大学生活で、「クラス担当資格を持つ教師」を目指す者は5～7週間の実習を2回、「教科担任を目指す者」は同実習を3回行う必要がある。1979年から5年の修士課程を修了することが必要条件となる。また、1991年に視学(学校査察)制度の廃止、1992年に教科書検定が廃止される。各学校、教師の自由裁量

※フィンランドの教育の優秀さは、教師の優秀さに由来する。弁護士・医師・教師と共に専門家である

※教育学部は医学部に次ぐ人気学部である(難関学部)※教師の社会的地位は高い

写真-8 フィンランドの教員養成

(出典:北川達夫・中川一史・中橋 雄『フィンランドの教育』フォーラム・Aを参照して作成)

図表-8はフィンランドの教員養成を示したものである。基礎学校(1～6年生担当で全科目を教える)で「クラス担当資格を持つ教師」になるためには、教員教育学部で教育学修士号(5年)を取得すると同時に教師養成課程を修了すること。また、基礎学校(7～9年生担当で専門科目を教える)で専門科目を教える「教科担任資格をもつ教師」になるためには大学か或いは職業大学で専門領域の修士号(5年)を取得すると同時に専攻教科と副専攻教科を取得することになっている。フィンランドの基礎学校の教師免許を取得する場合、実習期間が長くその内容が厳しいのが特徴である。「クラス担当資格を持つ教師」の場合、5～7週間の実習を年2回、また「教科担任資格を持つ教師」は同実習を年33回行うことが条件となっている。狭き門(毎年約10倍程度の競争率)をクリアして大学院卒で厳しい教育実習を経た優秀な教師が、学校現場に立つという

現実がフィンランドの教育を牽引しているのである。

ここでフィンランドの教師養成の歴史について簡単に触れることにする。

1852年ヘルシンキ大学にドイツのヘルバルト理論をとり入れた教育学講座が開設された。

小学校教師の養成は1863年にユヴァスキヤラに開設されたが、教育理論はルソー、ペスタロッチ、ディスターベークとドイツとの関係深いものであった。

第2次世界大戦後の教師養成改革は「総合制学校改革」(1972～1977)と「教師養成改革」(1973～1979)と密接に関わっていた。ここに「高等教育におけるシラバスと学位の改革」(1977～1980)が関連していた。(8)そして、これまでの小学校教師養成が1979年により質の高い教師を目指して「準学士」から「修士」に変更されるという教師養成の改革が行われたのである。従来の教師養成所専門学校から大学の教育学部に格上げされた。また、その際教育学部の構成が教育学科と教師養成学科の二本柱で構成されることになった。この改革により、大学は理論研究を教師養成学科は実践重視という図式が出来上がり、究極的に大学における教師養成は「探求型活動実践」(9)となったのである。

フィンランド教師の優秀さの原点はここにありとされる。

グローバルな教育改革の傾向	フィンランドの教育政策
標準化 成果の質を改善するために、明白で、高度な、中央で規定する成績基準を学校、教師、生徒に課すこと	柔軟性とソフトな基準 すばらしい実践とイノベーションを行い学校基礎カリキュラムを多様化させること、学習目標を特定すること、情報と支援によって乾杯りするネットワークを築くこと
読み書き計算に注目 読み書き計算と自然科学について基礎的な知識と技能を、教育改革の主要な目標とすること	動機を伴った幅広い学習 性格、道徳、創造性、知識、技能など個人の成長の全範囲にわたって同じような価値を置く、幅広い学習に向けた教えることと学ぶこと
結果責任制 学校の成績と生徒の達成向上が、学校と教師を奨励し、賞賛し、責任評価、とりわけ成功の主要な尺度となる基準テストに基づいた結果で賞罰を与えるという過程と強く結びついている	信頼を基礎にした専門性による知的説明責任 生徒にとって何が最良かを判断し、生徒の学習過程を報告することで教師や校長の専門性を評価する教育システムの範囲内で、知的説明責任政策を採用し、信頼の文化を新知的に建設すること

(資料:Pasi Silberg, Policies for Raising Student Learning: The Finnish Approach, Journal of Education Policy No.2, No.2, 2007, p.152)

写真-9 グローバルな教育改革(英語圏)とフィンランドの教育政策の比較

(出典:福田誠治『フィンランドは教師の育て方がすごい』亜紀書房2014p229)

図表-9は1980年代以降のグローバル(英語圏)な教育改革とフィンランドの教育政策を比較したものである。

英語圏とフィンランド教育政策のにおける項目を対比すると英語圏の「標準化」に対する「柔軟性とソフトな基準」、「読み書き計算に注目」に対する

「創造を伴う幅広い学習」、「結果責任制」に対する「信頼を基盤にした専門性による知的説明責任」となっている。両者を対比すると英語圏は教育の国家基準化、個人競争並びに学校間競争を奨励したものであり、そこには競争原理を尊重したものである。これに対してフィンランドの教育政策はあくまでも生徒と教師の信頼関係にとって望ましい学習基準を合わせたものとなっている。

すなわち前者は生徒に対して「教える」ことを基準に、後者は生徒とともに「学ぶ」検定でなく、どの教科書を選定するか、教材の内容については全く教師に一任され、業務において雑務は一切なく授業担当のみとなっている。また、教育評価も存在しない。このことは、フィンランドの教師が難関な教育学部の入試をクリアし、5年間の厳しい養成課程を経て社会的に高い評価を受けた教育専門家であることに裏付けされた結果であり、その根底には教育の「自立性」と「信頼」並びに「責任」に基づく教育制度の存在がある。

第6章 Niittykummun koulu視察

フィンランド第2の都市であるエスポー市に存在するNiittykummun kouluは南エスポーで最も古い小学校である。

同小学校の教育指針は、①勉強は学校で済ます②カリキュラムの体系は総合学習である③学習と福祉の連携④家庭（保護者）と学校の連絡を密に（ネットで保護者との連絡）⑤午後のクラブ活動を保証すること⑥学校児童会をおくこと⑦児童の連絡先を確認すること等となっている。

写真1は同校の校舎の全景であるが中学校は別校舎となっている。



写真-1 Niittykummun小学校
(<https://www.espo.fi/nittykummunkoulu>)

同校の全生徒数は406名（2019・11）であるが、その特徴を述べると、まず

第1は同校では地域住民の要望もあって、フィン

ランドでも珍しく、モンテッソリー教育を実施していることである。モンテッソリー学級は2, 4, 6年生のミックスクラスと1, 3, 5年生のミックスクラスとなっており、1グループ8人の児童に対して、1人の教員が担当し個々の児童の能力に合った授業展開をしている。

モンテッソリークラスは他のクラスと異なって独自の教材を用いて授業展開を行っているが、他のクラスを受講したい児童は他のクラス（普通学級）の授業をうけることができるが、基礎学校修了条件として他のクラスと同時間数の授業を受けることになっている。

第2はバイリンガルクラスが併設されていることである。このクラスは主に帰国子女対象に設けられているが、英語学習を主眼としているため、同クラスに入学を希望する場合、英語のテストを受講することになっている。

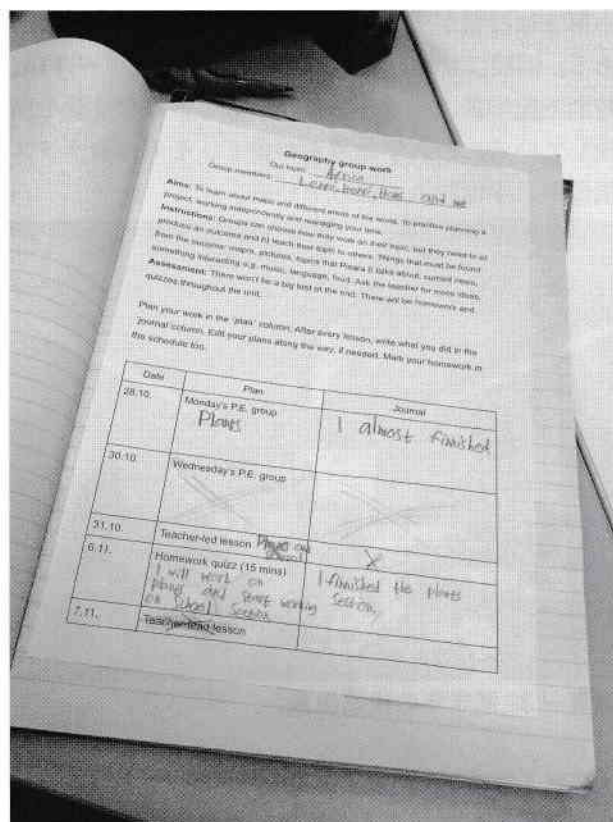


写真-2 小学校高学年の英語テキスト

写真-2は高学年が使用する英語のテキストである。上段に問の英文の文章があり、下段に解答欄がけられているが、かなり高度な内容のテキストとなっている。

元来、フィンランド語は日本語同様、諸言語のなかで英語を習得する難易度（カテゴリー）は高いといわれているが、同国の「大学入学資格試験」では、

国語であるフィンランド語を母語とする者はフィンランド語或いはスウェーデン語を母語とする者はスウェーデン語を必ずどちらかを選択する。プラス①第2外国語（フィンランド語かスウェーデン語）、②外国語（英語、フランス語、ドイツ語等）③数学④総合科の4科目のうち3科目が必修、その他選択科目から1科目の計55科目が大学入学資格試験として課される。このうち外国語（英語）は2020年春から小学校1年生から科目として設定されている。それでは何故英語を重点的に学ぶのであろうか。英語が世界的共通言語であり、異文化能力の習得は対外国とのコミュニケーションのツールとして機能するからである。国民の多数が英語を日常言語として駆使する背景には、①少人数教育②優秀な教師③早期の外国語学習④平等を原則とする学校教育⑤社会経済の要請等が考えられる。同小学校もこの原則に基づいてバイリンガルクラスを設けている。

第3は授業が少人数クラスで行われていることである。同校はフィンランドでもモンテッソリー学級、特別支援学級、バイリンガル学級等多様な学級を開設しているため入学希望者が多く、そのためクラス規模が、平均30人となっている。



写真一 3 低学年の授業風景

写真3は低学年の授業風景であるが、児童は各テーブル（机）に2～3人が腰掛、教員の説明に耳を傾けると同時に各人主思いの意見を述べる対話方式の授業形態である。尚、教師は複数（主担・副担）の2名である。

第4は児童会（siesta）の開催である。

この会は、児童が主催・運営を行うもので内容は児童間の問題や学校に対する要望を議論し、教員がサポートしている。

第5は放課後のクラブ活動である。

各種のクラブ活動に対して学校の教員が支援・指導（特別手当あり）する場合と教育委員会が支援する場合がある。

第6は特別支援学級の設置である。

この学級に所属するのは、比較的軽度の障がい児童で、例えば、自閉症の児童でも学習能力があれば、普通学級で授業をうけることができる。以上が同校の特筆すべき点であるが、基本的にNiitykummun Koulu校の教育は多様性・個別性を重視した教育となっている。(10)



写真一 4 課題にと取り組む児童

第7章 フィンランド教育の課題

これまでフィンランドの教育を各福祉サービスが支えているかについて論じてきた。

フィンランドの福祉へのこだわりについて伊東治己氏は以下のように指摘している。

「福祉へのこだわりは当然学校教育にも持ち込まれることになる。ただ、それは福祉への意識を高めるための学校教育、あるいは福祉を実現するための側面のみならず、学校教育それ自体が福祉を実現し、実践する場として捉えられている。」(11)つまり、教育弱者への思いやりに満ちた学校教育が実践されている。

ここで今後のフィンランドの教育課題を提起すると次のようになる。

第1：歴史的にスウェーデンやデンマークに比較して、移民・難民の流入が少なく教育現場において言語問題等で比較的苦勞することが少なかった（原住民のサーメ語、ロマニ語教育の問題はあったが）。

しかし、1990年代に入り旧ユーゴスラビアやソマリアからの難民の受け入れ。そして、2015年には国家間（特に中近東）の紛争による難民が多数流入した。こうした状況に対してフィンランド政府は行政・

NGO・教会・企業・市民団体等による支援活動を行った。ただ、移民・難民の親・子は英語だけでなくフィンランド語も話すことができないのでフィンランド政府は対策として無料の英語教室を各学校で開設した。しかし、学校では英語もフィンランド語も話すことができない児童に対して教育現場で少なからず混乱が生じている。

第2：学校差によりPISAの成績の違い

フィンランドでは、基礎学校は全て公立であり、平等教育を標榜しているが現実には都市部と地方では学力差が見られる

今後、各学校の格差是正が必要となる。(12)

第3：移民・難民の福祉問題

フィンランドは「高福祉・高負担」を原則とする福祉国家である。また、世界で「幸福度No1」として評価の高い国である。しかし、移民・難民の流入により、彼らに対する生活支援或いは教育支援のため福祉・教育サービスが無料で提供される。そのため納税者である国民の間で「不公平感」が充満し、政治問題化に伴う財政的抑制が働いた場合、移民・難民だけの問題に限らず、国民全体に対する福祉・教育サービスの低下の恐れがある。

第4：少子・高齢社会の問題

現在フィンランドは北欧諸国の中で最も出生率(2018年度でフィンランドの出生率は1.4：フィンランド国家統計局)が低く、日本同様急激な少子・高齢社会にある。急激な少子化は将来的に労働人口の低下に繋がり、労働力として移民に頼らざるを得なくなってくる。結果として移民・難民に対する教育サービス、福祉サービスの拡大が財政的に懸念される。移民が100%帰化し納税者としての一人として存在することが望ましいが、言語問題、生活習慣の異なりを考慮するとかなり困難であると思われる。将来的に人口減は納税率の低下、強いては国家財政の減収にもつながり、「福祉国家」、「教育大国」としての持続可能な国家としての立場が揺らぐことにも繋がりがかねない。以上がフィンランド教育の諸課題であるが、現在、フィンランドは少子高齢社会、グローバリゼーション、高失業率(2019年10月現在失業率6.54%：IMF)、移民・難民問題等を抱え、福祉国家、教育大国としてサステイナブル(持続可能性)な社会をどのように維持するか、その真価が問われるのである。その対策の一方法として、フィンランド国民の高い学習力と本来固有しているSISU(不屈の精神)がどのように教育・福祉の諸問題に

効果的な対策を講ずることができるか注目の的である。

[注]

(1) 2019年11月10日～17日、デンマーク Niva skole (小・中一貫校)、フィンランド Niitykummun koulu (小学校)、オランダ P.C. Daltonschooll De Rietakkaer (小学校)の各校を視察

(2) 成清美治「フィンランドの職業教育に関する一考察」神戸親和女子大学大学院紀要第 14巻2018年3月 p47

(3) 国際安全衛生センター「国別情報」フィンランドの労働安全衛生機関(社会保健省) (<https://www.jniosh.johas.go.jp/jicosh-old/Japanese/coutry/finland/ministry/ministry.html>) p1

(4) 山田眞智子「フィンランドの社会・保健サービス:高齢社会における課題と展望」『人間福祉研究』2004 P34

(5) 山田眞智子「フィンランドの障がい者福祉」北翔大学北方圏学術情報センター年報第1巻2009 p87

(6) 渡邊 あや「フィンランドのインクルーシブ教育制度」報告書2016年1月20日 文部科学省講堂 p83 主催:国立教育政策研究所、後援:一般社団法人日本建築学会

(7) 同上(6)のp87

(8) 福田誠治『フィンランドは、教師の育て方がすごい』亜紀書房2009p59

(9) 同上(8)のp60

(10) Niitykummun 小学校の全体的な概要は2019年11月13日、同校の教師である Tina Jukkala氏の説明に基づく。

(11) 伊東治己『フィンランドの小学校英語教育』研究社2014p28

(12) 2019年11月13日ヘルシンキ大学における大学研究員の Jaakko Hilppo氏によるレクチャーとディスカッションに於いての提言

[参考文献]

・山田眞智子『フィンランド福祉国家の形成』木鐸社2006

・伊東治己『フィンランドの小学英語教育』研究社2014

・北川達夫・高木展郎『フィンランド×日本の教育はどこへ向かうのか』三省堂2020

- ・Ministry of Social Affairs and Health 「Social Welfare in Finland 2006」・11
- ・仲村優一・一番ヶ瀬康子編集代表『世界の社会福祉—スウェーデン・フィンランド』旬報社1998
- ・萩原康生・松村祥子・宇佐美耕一・後藤玲子編集代表『社会福祉年鑑2007』旬報社2007
- ・庄井良信・中嶋 博編著『フィンランドに学ぶ教育と学力』明石書店2009
- ・北川達夫・中川一史・中橋 雄『フィンランドの教育』フォーラム・A2016
- ・福田誠治『フィンランドはもう「学力の先を行っている」』亜紀書房2012
- ・増田ユリヤ『教育立国フィンランド流教師の育て方』岩波書店2008
- ・米崎 里『フィンランド人はなぜ「学校教育だけで英語がはなせるのか」』亜紀書房2020
- ・成清美治「フィンランドの高齢者福祉」神戸親和女子大学大学院研究紀要第8巻2012
- ・成清美治「地域包括ケアシステムと介護人材の養成—デンマークとフィンランドを参考にして」神戸親和女子大学大学院紀要第12巻2013
- ・岩竹美加子『フィンランドの教育はなぜ世界一なのか』2019新潮新書
- ・マルッティ・ハイキオ、岡沢憲芙／藪長千乃訳『フィンランド現代政治史』早稲田大学出版部2003
- ・堀内都喜子『フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか』ポプラ新書2020